

集中治療超音波画像診断認定制度施行細則

第1章 集中治療超音波画像診断認定制度の施行ならびに運用

(目的)

第1条 本細則は、集中治療超音波画像診断認定制度規則（以下、規則）の規定に基づき、集中治療超音波画像診断認定制度（以下、超音波認定制度）の運用に関して必要な事項について定める。

第2章 集中治療超音波画像診断の認定

(集中治療超音波画像診断認定申請資格の基準)

第2条 集中治療超音波画像診断認定（以下、超音波認定）を得ようとする者は、規則第7条に定める以外に、次の項目のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 現在、医療施設で臨床に従事していること。
- (2) 申請日までに集中治療室、救命救急センター、救急外来、手術室等で、急性期医療の経験を有すること。
- (3) 別に定める実績報告の条件を満たしていること。

(超音波認定の審査)

第3条 超音波認定審査は、提出された書類審査と試験（Computer Based Testing:CBT 様式）により行われる。

(審査担当)

第4条 書類審査は超音波画像診断認定制度委員会（以下、超音波認定委員会）が担当する。

(超音波認定の申請書類)

第5条 超音波認定を得ようとする者は、次に定める書類を超音波認定委員会に提出しなければならない。

申請者誓約書および内容保証書

- I - i) 履歴書
- I - ii) 基本領域の専門医資格
- II - i) 実績報告 A (症例リスト 80 例)
- II - ii) 実績報告 A 日本集中治療医学会主催超音波ハンズオンセミナー出席
- II - iii) 実績報告 A 他学会または医学教育法人主催超音波ハンズオンセミナー出席
- III) 超音波ハンズオンセミナー受講証明書の写し
- IV) 実績報告 B (症例レポート 20 例)

※本条に定める提出書類の要件に関し、実績報告の充当条件その他の特例は別表 2 に定めるところによる。

※ II - ii 、 II - iii 、 III については II - i の提出症例数を満たせば必須ではない。

※新規申請においては、超音波ハンズオンセミナーの講師としての参加実績は実績報告 A への充当対象外とする。

(実績報告)

第6条 超音波認定を得ようとする者は、申請書の実績報告 A および B に、申請年の 3 月 31 日までの最近 5 年間の業績を記載すること。実績報告 A および B の詳細仕様は別表 1 に定め、症例数削減に関する規定は別表 2 および別表 3 に定める。

(超音波認定の更新)

第7条 超音波認定の有効期限は 5 年とする。満了にともない、引き続いて超音波認定を得ようとする者は、再認定のための更新手続きを行わなければならない。暫定認定を受けた者で、正式認定を得ようとする者は暫定認定を受けた日から 5 年以内に更新手続きを行う。

申請者誓約書および内容保証書

- I - i) 履歴書
- I - ii) 基本領域の専門医資格
- II - i) 実績報告 A (症例リスト 80 例)
- II - ii) 実績報告 A 日本集中治療医学会主催超音波ハンズオンセミナー講師
- II - iii) 実績報告 A 超音波認定委員会で認可された他学会または医学教育法人主催超音波ハンズオンセミナー講師
- II - iv) 実績報告 A 日本集中治療医学会主催超音波ハンズオンセミナー出席
- II - v) 実績報告 A 超音波認定委員会で認可された他学会または医学教育法人主催超音波ハンズオンセミナー出席
- III - i) 超音波ハンズオンセミナー講師の証明
- III - ii) 超音波ハンズオンセミナー受講証明書の写し
- IV) 実績報告 B (症例レポート 20 例)

※本条に定める提出書類の要件に関し、実績報告の充当条件その他の特例は別表 3 に定めるところによる。

※ II - ii 、 II - iii 、 II - iv 、 II - v 、 III - i 、 III - ii については II - i の提出症例数を満たせば必須ではない。

(審査における不服申し立ておよび再認定規定)

第8条 申請が不認定となった場合、申請者は通知受領後 14 日以内に理由開示請求または再審査請求を行うことができる。

第3章 申請内容についての直接審査

(申請書類の内容に関する説明)

第9条 超音波認定委員会は、必要に応じて、提出された申請書類の内容について申請者に対して直接に説明を求めることができる。

第4章 超音波認定医の申請と審査料

(書類提出期限)

第10条 申請者は、超音波認定委員会が定めた期日までに、申請書類を提出しなければならない。

(審査料)

第11条 申請には次の審査料が必要である。

超音波認定に関する書類審査料	10,000円（消費税別）
超音波認定に関する試験審査料	20,000円（消費税別）
超音波認定の更新に関する審査料	20,000円（消費税別）

(審査料の返却)

第12条 既納の審査料は返却しない。

第5章 登録料

(登録料)

第13条 超音波認定証書の交付を受ける者は、登録料として20,000円（消費税別）を納入しなければならない。

(登録料の返却)

第14条 既納の登録料は返却しない。

第6章 試験問題の作成

(試験問題の作成)

第15条 超音波認定制度規則第9条で定める試験（CBT様式）の実施にあたり、公正かつ適切な試験問題を作成するため超音波認定委員会内に超音波画像診断試験問題作成ワーキンググループを設置する。

2 超音波画像診断試験問題作成ワーキンググループは、日本集中治療医学会の「委員会等に関する細則」に則り設置、運営され、集中治療科専門医であり、かつ以下のいずれかの要件を満たす正会員の中から理事長が委嘱する。

- (1) 超音波認定を有する者
- (2) 超音波認定委員会において推薦され、理事会が承認した者
- (3) 評議員から推薦され、超音波認定委員会および理事会が承認した者

第7章 例外措置

(例外措置)

第16条 超音波認定委員会は規則第7条の規定にかかわらず、以下の事由の場合には本人の申請に基づき更新期限を延長することができる。ただし、延長は最大5年とし、次の更新まで、認定医資格は休止とする。

- (1) 病気、負傷
- (2) 出産、育児
- (3) 留学
- (4) その他、超音波認定委員会が認めた事由

第8章 補則およびその他

(補足1)

第17条 細則第5条および第7条にいう認定申請に必要な、超音波診断実績報告の内容を別表1に定める。

(補足2)

第18条 細則第2条および第5条、あるいは第7条にいう認定申請において、実績報告Aの症例数削減可能なハンズオンセミナー内訳および症例目録削減数を別表2に定める。

(改定)

第19条 本細則は超音波認定委員会、理事会の議を経て改定することができる。

(附則)

この細則は、2023年12月15日から施行する。

この改定は、2025年3月6日から施行する。

この改定は、2025年8月27日から施行する。

この改定は、2025年12月19日から施行する。

別表1 超音波診断実績報告

1. 超音波診断実績報告

実績報告 A (症例リスト 80 例) および実績報告 B (症例レポート 20 例) の内訳は以下のように定める。

- ・申請年の 3 月 31 日までの実績を記載する。
- ・申請可能な症例は手術麻酔患者と、集中治療室・救急外来・救命センターで対応した患者、Rapid Response System : RRS でコールされた患者のものとする。
- ・初期研修時に行った検査は対象外とする。
- ・申請者が主として行った検査以外は認めない。
- ・実績報告 Aにおいて、同一患者であっても異なる領域の検査を行った場合は、各々 1 例として記載可能とする。
- ・実績報告 A に記載した患者であっても、検査領域が異なるのであれば実績報告 B に記載可能とする。

実績報告 A : 80 例
超音波検査領域分類 心臓、気道・肺・横隔膜、頭蓋内、腹部、大血管など（小児の場合も同様とする）とする。 80 例のうち、心臓 20 例、気道・肺・横隔膜 10 例、腹部と頭蓋内を合わせて 5 例を必須とする。
記載項目 年齢、性別、病名、検査日、検査目的、検査にて判明した病態、病院名、検査施行部署名、所属長等名
実績報告 B : 20 例
超音波検査領域分類 心臓、気道・肺・横隔膜、頭蓋内、腹部、大血管など（小児の場合も同様とする）とする 20 例のうち、各領域の提出症例数は定めないが、異常所見を認める症例を 5 例以上含めて記載することとする。
記載項目 レポート番号、年齢、性別、病名、検査日、検査目的、診断に用いた超音波所見、所見をまとめた主要画像 1 枚（画像は ID と氏名をマスキングして、JPG、BMP、pdf にて縮小添付、JPG では画像圧縮は行わず 300dpi 以上の画像を添付すること）、超音波診断、診断後の治療法の変更、追加等、病院名、検査場所、所属長等名

別表2 超音波ハンズオンセミナー受講による実績報告A 提出症例数一部充当について

超音波認定委員会で認可された超音波ハンズオンセミナーの受講者は実績報告A（症例リスト）提出必要数を80例から減ずることができる。最大45症例をセミナー出席で充当することも可能であるが、別表1の実績報告A必須項目35症例（心臓20例、気道・肺・横隔膜10例、頭蓋内と腹部を合わせて5例）の記入は必要とする。（認定申請締切日5年以内のものを有効とする）

<p>1. 日本集中治療医学会主催ハンズオンセミナー</p> <p>(日本集中治療医学会が主催するセミナーで、セミナー管理委員会において承認されたもの)</p> <p>1日3時間以上で1回20例、2日間コース（両日ともに3時間以上）で1回40例提出症例を削減できる。（削減数は40症例までが最大）</p>
<p>2-1. 以下の学会または医学教育法人主催の超音波ハンズオンセミナーのうち、超音波認定委員会の審査にて認可されたハンズオンセミナー</p> <p>超音波認定委員会への申請は、開催1ヶ月前にメールでセミナーの概要およびプログラム等をつけて申請する。1日3時間以上のセミナーで1セミナー10例提出症例を削減できる。</p> <p>(提出が要求される80例のうち、最大20例まで、例：3セミナーの受講終了書を申請しても削減数は20例までが最大)</p> <p>日本超音波医学会 日本救急医学会 日本心エコー図学会 日本心臓血管麻酔学会 ABCD-sonography 日本ポイントオブケア超音波学会</p>
<p>2-2. 上記以外の学会等法人主催の超音波ハンズオンセミナー</p> <p>上記以外の学会等法人主催の超音波ハンズオンセミナーは都度、超音波認定委員会にて審議する。</p> <p>超音波認定委員会への申請は、開催3ヶ月まえにメールでセミナーの概要およびプログラム等をつけて申請する。</p> <p>超音波認定委員会で許可されたものは1日3時間以上のセミナーで1回10例提出症例を削減できる。</p> <p>(提出が要求される80例のうち、最大20例まで申請可能)</p>

別表3 超音波ハズソンセミナー講師実績による実績報告A 提出症例数の充当について（更新申請のみ）

超音波認定委員会で認可された超音波ハズソンセミナーの講師は実績報告A（症例リスト）提出必要数を80例から減ずることができる。最大80例まで充当できる。（認定申請締切日5年以内のものを有効とする）

講師実績を1セミナーでも申請する更新者は、別表1に記載された実績報告Aの領域ごとの必須項目記載義務を免除する。なお、24年度暫定認定者の新規申請のみ、講師実績を更新者と同様、実績報告Aに充当できる。

<p>1. 日本集中治療医学会主催の超音波ハズソンセミナー</p> <p>（日本集中治療医学会が主催するセミナーで、セミナー管理委員会において承認されたもの）</p> <p>1日3時間以上で1回20例、2日間コース（両日ともに3時間以上）で1回40例提出症例を削減できる。</p>
<p>2-1. 以下の学会または医学教育法人主催の超音波ハズソンセミナーのうち、超音波認定委員会の審査にて認可されたハズソンセミナー</p> <p>超音波認定委員会への申請は、主催者が開催1ヶ月前にメールでセミナーの概要およびプログラム等をつけて申請する。1日3時間以上のセミナーで1セミナー10例提出症例を削減できる。</p> <p>日本超音波医学会 日本救急医学会 日本心エコー図学会 日本心臓血管麻酔学会 ABCD-sonography 日本ポイントオブケア超音波学会</p>
<p>2-2. 上記以外の学会等法人主催の超音波ハズソンセミナー</p> <p>上記以外の学会等法人主催の超音波ハズソンセミナーは都度、超音波認定委員会にて審議する。</p> <p>超音波認定委員会への申請は、主催者が開催3ヶ月前にメールでセミナーの概要およびプログラム等をつけて申請する。1日3時間以上のセミナーで1回10例提出症例を削減できる。</p>